

高知県水産加工施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県水産加工施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、水産加工施設等の整備により、本県における産地加工体制を強化することを目的として、次条に規定する補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、水産加工施設等が立地する市町村とする。

(事業実施主体)

第4条 事業実施主体は、別表第1又は別表第2に定めるとおりとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助要件等は、別表第1又は別表第2に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、建物建設工事を開始しようとする日（用地の取得に要する経費を補助対象経費にしようとする場合は、当該用地の取得に係る契約を締結しようとする日）から起算して30日以上前に別記第1号様式による高知県水産加工施設等整備事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請がなされたときは、別に定めるところにより審査会を実施し、審査会の意見を踏まえて補助事業の交付を決定するものとする。
- 3 前2項の交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるとときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を別記第2号様式により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第8条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。補助事業者が、第4条に規定する事業実施主体(間接補助事業者)に補助金を交付する場合においても、同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならぬこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を得なければならないこと。
- (6) 前号の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならぬこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業実施主体(間接補助事業者)や契約の相手方としない等の暴力団の排除にかかる県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助対象事業費の変更)

第9条 補助事業者は、交付決定通知書を受領した後において、補助対象事業の内容が変更になることが明らかで、知事が特に必要と認める場合は、速やかに別記第3号様式による高知県水産加工施設等整備事業費補助金変更(中止又は廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の高知県水産加工施設等整備事業費補助金変更承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、別記第4号様式による高知県水産加工施設等整備事業費補助金変更交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業に係る届出)

第10条 補助事業者は、補助対象事業に関し、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当したときは、知事に対して当該各号に掲げる届出書を提出しなければならない。

- (1) 用地の取得等が完了したとき 水産加工施設等用地取得等完了届出書(別記第5号様式)
- (2) 水産加工施設等の工事に着手したとき 水産加工施設等整備工事着手届出書(別記第6号様式)
- (3) 水産加工施設等の工事が完了したとき 水産加工施設等整備工事完了届出書(別記第7号様式)
- (4) 水産加工施設等の操業を開始したとき 水産加工施設等操業開始届出書(別記第8号様式)

2 知事は、前項に掲げる書類のほか補助対象事業の取組状況について証拠書類を徴することができる。

(概算払)

第11条 補助事業者は、水産加工施設等の工事が完了し、減価償却資産の取得等が全て完了した上で、別表第1又は別表第2に規定する基礎補助要件に該当する県内新規雇用者の雇用を達成したとき、別表第1又は別表第2に規定する新規雇用拡大要件に該当する県内新規雇用者のうち最終の補助対象雇用者の雇用期間が6月を経過したとき又は別表第1又は別表第2に規定する輸出促進特別加算要件を達成したときは補助金の概算払を請求することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を請求する場合は、前項に掲げるいずれかの日から起算して30日を経過した日までに、別記第9号様式による高知県水産加工施設等整備事業費補助金概算払請求書（以下「概算払請求書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、請求可能額は、概算払請求書により確認できる別表第1又は別表第2に規定する補助要件に基づく補助率に補助対象経費を乗じた額までとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業完了の日（水産加工施設の工事が完了した日、減価償却資産の取得等が完了した日、県内新規雇用者のうち最終の補助対象雇用者の雇用期間が6月を経過した日又は別表第1又は別表第2に規定する輸出促進特別加算要件を達成した日のうちいずれか遅い日）又は別表第1又は別表第2で定める輸出促進特別加算の補助要件を満たすこととする期限に当たる日から起算して30日を経過した日までに、別記第10号様式による高知県水産加工施設等整備事業費補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、操業開始後3年以内に前項に規定する実績報告書を提出しなければならない。ただし、急激な為替変動や輸出入規制の強化、見直し等の取引条件の大幅な変化、震災、天候不順、赤潮又は魚病の発生により3年以内に別表第1又は別表第2に掲げる輸出促進特別加算要件の達成ができない場合に限り、更に3年間期限を延長することができるものとする。

- 3 補助事業者は、第1項に定める実績報告書を提出するまでの間、各年度終了後4月30日までに、別記第11号様式による高知県水産加工施設等整備事業費補助金年度実績報告書を提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、第6条第3項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額しなければならない。
- 5 補助事業者は、第6条第3項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第12号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(繰越承認申請)

第13条 補助事業者は、予定していた事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第13号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、別記第14号様式による繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定より知事の承認を受けた場合は、別記第15号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第14条 知事は、実績報告書を審査し、適當であると認めたときは、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付する。この場合において、実績報告書に記載された補助金の額と確定を行った補助金の額とが相違する場合は、別記第16号様式による高知県水産加工施設等整備事業費補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第8条の規定に違反したとき。
- (5) 第12条の規定による報告をしないなど補助事業等の内容を確認することができないとき。

(情報の開示)

第16条 知事は、補助事業、補助事業者及び事業実施主体に関して、高知県情報公開条

例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第17条 事業実施主体は、補助対象事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月16日から施行し、平成29年度事業から適用する。
(失効期限等)
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第10条まで、第12条から第18条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、同年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に交付決定を受けているものについては、第11条の「工事が完了し」を「操業が開始され」に、第12条の「工事が完了した日」を「操業を開始した日」に読み替えることとする。